

# 考えよう! 私の人権 あなたの人権 みんなの人権



徳島県教育委員会は、すべての人の基本的人権が尊重される社会の実現をめざした人権教育の推進に努めています。

この資料が、人権意識を高めるため、PTAの研修会をはじめ、多くの場で活用されることを願っています。

# 「人権」って、なあに？

家族で「人権」について話し合ってみました。



そのためには、まず、自分のことをよく知って、自分自身を大切にすることだね。



人権って「人間が人間らしく幸せに生きる権利」なのよね。

人権を守ることは、一人ひとりの人間を大切にすることだよ。自分の権利を主張するときは、他の人の権利についても大事にしないとイケないよ。



お父さんの言っていることは、お互いの人権を尊重し合うこと、つまり「人権の共存」ということね。



人権尊重の国際的な潮流や日本国憲法の理念のもと、様々な人権課題に対して、法律等の整備が進められています。(男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法、児童の権利に関する条約、児童虐待の防止等に関する法律、高齢社会対策基本法、障害者基本法、身体障害者補助犬法等)

- 人権は、誰もが人間として生まれながらにもっている権利ですが、日常の暮らしの中で、「自分とは関係がない」、「人権は堅苦しい」、「何か難しい問題」などと思っていないでしょうか。
- みんなが共に生きる社会を築いていくために、「自分の人権は守られているか」「他人の人権を侵害していないか」など、身近な暮らしを「人権の視点」から考えてみませんか。

# 見つけよう、あなたのわたしのいいところ

## ある保護者会の席で…

司会「では、自己紹介をかねて、自分のいいところを話してくださいね。」



「わたしは、性格が明るくて、小さなことでくよくよしないところがいいところかしら…。」



「わたしは、料理が得意です。子どもがいつも『おいしい、おいしい』って、食べてくれるんですよ。」




「わたしは、子どもの話をよく聞くように心がけています。子どもとの会話って楽しいですね。」



「自分のいいところねえ…思いつかないわ…」



「さんは、細かいところによく気がつくし、町内会の活動も熱心にやってくれていますよね。」



「えっ、そうかしら…ありがとうございます。」

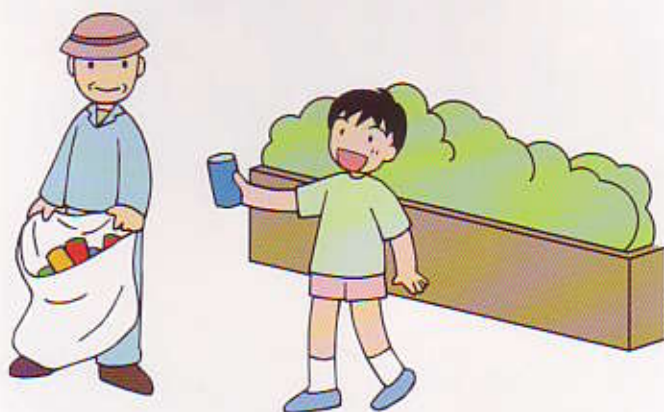
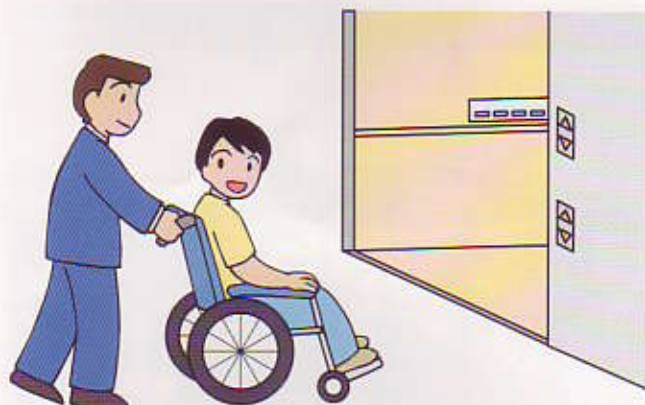
☆自分自身を見つめてみましょう。

☆自分のいいところを見つけてみましょう。

☆新たな気づきはありましたか。

- 自分の「いいところ」を見つけることは、自分の個性に気づき、自分を大切にする気持ちを育てます。また、このことが、人を大切にしようとする気持ちにつながるのではないのでしょうか。
- 身近な人たちの「いいところ」もみつけてみましょう。相手の「いいところ」を見つれたり、励ましたりすることによって、相手の存在を認め、豊かな人間関係を築くことができます。

# わたしにできること



一週間に一度のおっちゃんへ

一週間に一度、ぼくのすんでいるおうちの近くの公園で、ごみひろいをしていてくれるおっちゃんがいいます。どの週末の週末も、おっちゃんは休まず、ひろっています。

ぼくは、ずっと見て知っていたので、

「おっちゃん、ぼくも手つたおうか。」

って言いました。するとおっちゃんは、

「ありがとう」

って言ってくれました。おっちゃんとしたごみひろいは、とてもいい気持ちになったよ。

平成十五年度

「心あたたまる作品・シヨートレター」

優秀作品

六吹小学校 西山 諄さん

- 私たちは、一人ひとり違った個性をもっています。お互いの個性の違いを理解し、認め合って、共に生きる社会を築いていくことが大切です。
- みんなが暮らしやすいまちをつくっていくために、家庭や地域の中で、「わたしにできること」を考えてみましょう。

# 子どもたちの笑顔を大切に



子どもたちのすこやかな成長は、わたしたちみんなの願いです。


しかし、社会の中には、子どもたちの人権を侵害する様々な問題が存在しています。

いじめや体罰、虐待などは、子どもの身体だけでなく、心にも深い傷を残し、その後の人格形成に大きな影響を与え、すこやかな成長や発達を損うなど、深刻な社会問題となっています。

子どもは未来の社会を担う一員です。子どもも大人と同じ人権を持っています。人格を持った人間として、一人ひとりの子どもの権利を尊重していくことが大切です。

## 児童の権利に関する条約

児童の権利に関する条約は、18歳未満のすべての子どもを対象に、人間としての権利や自由を尊重し、保護や援助をしていくことを目的につくられました。この条約は、平成元年(1989年)に国連総会で採択され、日本は平成6年(1994年)に批准しました。



人権とは、  
人間の尊厳に基づいて  
各人が持っている固有の権利であり、  
社会を構成するすべての人々が  
個人としての生存と自由を確保し、  
社会において幸福な生活を営むために  
欠かすことのできない権利である。

「人権教育・啓発に関する基本計画」より

人権教育・啓発を進めるにあたっては、国や県において、  
次のような法律や計画等が示されています。

〔国〕

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律【平成12年12月】
- 人権教育・啓発に関する基本計画【平成14年3月】

〔県〕

- 「人権教育のための国連10年」徳島県行動計画【平成11年3月】
- 同和問題の解決に向けて（基本方針）【平成14年3月】
- 徳島県人権教育推進方針【平成16年2月】

徳島県教育委員会人権教育課

電話 088-621-3155  
ファクシミリ 088-621-2885